

東海村文化財保存活用地域計画策定支援業務受託者選定に係る公募型企画提案競技実施要領

1 企画提案書を募集する業務委託概要

(1) 業務委託名称

東海村文化財保存活用地域計画策定支援業務

(2) 概要及び目的

本業務は、東海村に所在する文化財を、指定の有無や種類の違いに関わらず周辺環境を含め適切に把握し、長期的な視野で計画的に保存・活用していくため、「東海村文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」という。)を作成することを目的として、その支援を行うものである。

そこで本業務に最も適した事業者を選定するため、公募型企画提案競技方式による受注事業者選定に関して必要な手続き等を定めるものとする。

(3) 業務内容

別に定める「東海村文化財保存活用地域計画策定支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和10年3月31日まで

(5) 委託料の上限

7,744,000円(税込)令和8年度

8,800,000円(税込)令和9年度

2 契約候補者の選定方法

企画提案書公募による公募型企画提案競技(プロポーザル)方式とし、「東海村文化財保存活用地域計画策定支援業務受注者企画提案競技審査会(以下審査委員会)」において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約候補者として選定する。

3 事務局

本企画提案競技に係る事務局は、次のとおりとする。

〒319-1112

茨城県那珂郡東海村大字村松768番地38

東海村教育委員会生涯学習課(東海村歴史と未来の交流館内)

担当:林,佐々木,中泉,伊理,高増

TEL:029-287-0851

メールアドレス:syougaigakusyu@vill.tokai.ibaraki.jp

4 参加資格要件

本企画提案競技への参加を申し込む者に必要とする資格要件は、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 文化財保存活用地域計画策定支援業務を受注し、完了した実績を有する者であること（発注者は、地方自治体に限る）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11条第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 村において指名停止期間中又は入札資格参加資格停止中ではないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 東海村暴力団排除条例（平成24年東海村条例第2号）第2条第1号又は第3号に規定する者でないこと。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

5 選考日程

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) プロポーザル公募開始 | 令和8年5月12日（火）村公式ホームページに掲載 |
| (2) 質問提出期限 | 令和8年5月29日（金）午後5時必着 |
| (3) 質問回答予定日 | 令和8年6月 3日（水） |
| (4) 参加表明書等提出期限 | 令和8年6月12日（金）午後5時必着 |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和8年6月19日（金）予定 |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和8年7月10日（金）午後5時必着 |
| (7) プレゼンテーションの実施 | 令和8年7月23日（木）予定 |
| (8) 選定結果通知 | 令和8年7月31日（金）予定 |
| (9) 契約締結 | 令和8年9月中旬予定 |

6 企画提案競技参加届の受付

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時まで

※提出後の差替え及び参加者からの追加資料の提出は認めない。ただし、不明確な記載がある場合等、発注者が認めた場合は、この限りでない。

(2) 提出先

本実施要領3の「事務局」と同じ。

(3) 提出方法

郵送又は持参すること。

ア 郵送の場合は、簡易書留郵便又は一般書留郵便とすること。

イ 持参の場合は、東海村歴史と未来の交流館開館時間（平日：午前9時から午後7時、土・日・祝日：午前9時～午後5時）に提出すること。

(4) 提出書類

以下の書類を提出すること。なお、東海村入札参加資格者名簿に登録がない者は、下記アからエの他に、オからキまでを追加で提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 業務実績一覧（様式第4号）

オ 履歴事項全部証明書写し（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）

カ 直近決算2期分の財務諸表（①貸借対照表，②損益計算書，③株主資本等変動計算書）

キ 納税証明書（未納がないことの証明書）※申請日以前3か月以内の証明であるもの

(5) 提出部数

正本1部 副本1部

7 質問

(1) 提出書類

質問書（様式第8号）

(2) 提出方法

事務局へ電子メールで送信

ア 送信時件名は、「東海村文化財保存活用地域計画策定支援業務質疑（事業者名）」とすること。

イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。

ウ 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、メールでの提出以外の方法での質問は受け付けない。

エ 電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。

(3) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで

(4) 回答方法

質疑書に対する回答は、令和8年6月3日（水）までに質問者の名を伏せ、村公式ホームページに公開する。

8 参加資格確認結果の通知

(1) 結果通知日

令和8年6月19日（金）を予定

(2) 通知方法等

参加表明者に対し、参加資格の確認結果を「企画提案競技参加資格結果通知書」（様式第5号）により、電子メールで通知する。また、参加資格を満たした者については、企画提案書を提出すること。

9 企画提案書の受付

(1) 提出書類

項番	名称	記載内容	様式
1	企画提案書表紙	貴社の内容を記載すること。	6
2	会社概要	貴社の概要について記載すること。	2
3	業務実績	文化財保存活用地域計画策定支援業務を受注し、完了した実績を記載すること。（発注者は、地方自治体に限る）	4
4	業務実施体制	契約締結後における業務の実施体制（管理責任者、主任担当者等の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。	7
5	企画提案書	仕様書を基に、貴社が提案する下記事項について、項目毎に整理して記述すること。 (1) 東海村文化財保存活用地域計画策定における基本的な考え方 (2) 東海村の特性、地域性を踏まえ、別紙仕様書の目的、業務内容を遂行するための効果的かつ効率的な具体的実施方法 (3) その他（仕様書に関わらず、独自の提案、工夫などのPRがある場合はその内容）	任意書式
6	業務スケジュール	実施スケジュールと役割分担が具体的に分かるように記載すること。	
7	提案見積書	仕様書の業務内容に基づき、具体的な積算内容を記載すること。 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。	

(2) 作成上の留意点

ア 企画提案書の規格はA4版、横書き、長辺綴じとし、図表等でA3版を使用する場合

は、A4 版に折り込むことも可能とする。

イ 文章を補完するための写真，イラストの使用は任意とする。

ウ 企画提案書の色は，カラー，白黒を問わない。

エ ページ数は40ページ以内とし，A3版を折り込む場合は，片面につき2ページ分と換算すること。

オ 文字のサイズは，12ポイント以上とすること。

カ ページ番号を付すこと。

キ 企画提案の内容については，他からの無断転用を禁ずる。

ク 印刷の際は，両面印刷も可とする。

(3) 提出部数

6部（正本1部，副本5部）

ア 企画提案書

正本は，企画提案書表紙（様式第6号）には企画提案競技参加資格結果通知書（様式第5号）に記載された参加申込者番号と代表者名を記名，押印すること。

イ 提案見積書

正本は，代表者名を記名，押印をすること。

(4) 提出先

事務局

(5) 提出方法

郵送又は持参すること。

ア 郵送の場合は，簡易書留郵便又は一般書留郵便とすること。

イ 持参の場合は，東海村歴史と未来の交流館開館時間（平日：午前9時から午後7時，土・日・祝日：午前9時～午後5時）に提出すること。

(6) 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時まで

提案書提出期限後における提案書の提出や提出後の再提出及び差し替えは認めない。

10 審査委員会

(1) 評価方法

受注者の選定に当たっては，評価項目に沿って，提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い，競争性，透明性の確保に十分配慮しながら，企画提案書の内容，業務委託の実施能力等を東海村文化財保存活用地域計画策定支援業務受注者企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が評価・採点し，審議の上選定する。

(2) 開催日及び開催場所

令和8年7月23日（木）の開催を予定しており，参加者に別途個別に連絡する。

(3) 企画提案競技の所要時間

プレゼンテーション 20分以内（準備時間は含まない）

質疑 10分程度

（４）注意事項

ア プレゼンテーションは、企画提案書等を基に行うものとし、追加資料の配付及び模型等の持込は認めない。ただし、提案書を拡大したパネル及びパソコン、プロジェクター、スクリーン等による説明は認めるものとする。

イ プレゼンテーションに必要なパソコン、プロジェクターその他必要となる機器は、全て参加者が用意すること。

ウ 審査委員会への出席は、最大4名までとする。

（５）評価項目及び評価基準

「公募型企画提案競技における評価項目と判断基準」（別紙1）のとおり。

（６）最優秀提案者の決定

ア 上記評価項目について、企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションの内容の評価を行い、審査委員会の委員が評価・採点し、評価点が最高点の者を最優秀提案者とする。

なお、評価点の5割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は、選考の対象外とする。また、参加者が1社のみの場合にあつては、評価点の7割5分を超えた場合に最優秀提案者とする。評価点の7割5分を超えた参加者がいなかった場合には、再度公募を実施する。

イ 同点数により複数の最高得点者が生じた場合には、見積金額のより安価な参加者を最優秀提案者とする。

上記においても複数の同点者が生じた場合には、くじ引きの上、最優秀提案者を決定する。

（７）審査結果の通知

ア 結果通知日

令和8年7月31日（金）を予定

イ 通知方法等

企画提案書を提出した全ての参加者（途中で辞退した者を除く）に対し、書面にて審査結果を通知する。

なお、順位、評価点数の通知は行わない。

1.1 選定後の手続き

村と選定した最優秀提案者との間で仕様書の内容に関する協議を行い、仕様書の内容を確定させた上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により契約を締結する。

なお、協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価点が次に高い参加者と協議を行う。

1 2 留意事項

(1) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格を有しない場合、または提出書類等の記載内容に虚偽があった場合

イ 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合

ウ 提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

エ 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効とする。

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務委託手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、認めない。(軽微なものは、除く。)

(6) 返却等

提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 費用負担

企画提案書の作成、提出等の参加に要した経費等は、全て参加者の負担とする。

(8) その他

ア 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査委員会の開催日の前日までに辞退届(様式第9号)を事務局まで持参又は郵送により提出すること。

イ 本企画提案競技は、企画提案競技優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容において必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。